○厚生労働省告示第四十七号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十年厚生労働省告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月十一日　厚生労働大臣　細川　律夫

第二号に次のように加える。

タ　ウステキヌマブ（遺伝子組換え）（既存の治療法では効果が不十分な尋常性乾癬又は関節症性乾癬の患者に投与するものに限る。）

○厚生労働省告示第四十八号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ヘ及びト並びに第二十一条第二号ヘ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号ヘ及びト並びに第二十一条第三号への規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月十一日　厚生労働大臣　細川　律夫

第十第二号㈠ハ中「及びレザルタス配合錠ＬＤ」を「、レザルタス配合錠ＬＤ、ソニアス配合錠ＨＤ及びソニアス配合錠ＬＤ」に改める。

○厚生労働省告示第四十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月十一日　厚生労働大臣　細川　律夫

別表に第19部として次のように加える。

第19部　内用追補薬(15)

品名	規格単位	薬価円
（あ）		
㊫ アクレフ口腔粘膜吸収剤200μg	200μg１本	951.10
㊫ アクレフ口腔粘膜吸収剤400μg	400μg１本	1,729.20
㊫ アクレフ口腔粘膜吸収剤600μg	600μg１本	2,179.30
㊫ アクレフ口腔粘膜吸収剤800μg	800μg１本	2,502.50
（え）		
エディロールカプセル0.5μg	0.5μg１カプセル	68.50
エディロールカプセル0.75μg	0.75μg１カプセル	98.80
（し）		
シュアポスト錠0.25mg	0.25mg１錠	32.50
シュアポスト錠0.5mg	0.5mg１錠	57.80
（そ）		
ソニアス配合錠ＨＤ	１錠	158.00
ソニアス配合錠ＬＤ	１錠	84.60
（ふ）		
フェブリク錠10mg	10mg１錠	31.10
フェブリク錠20mg	20mg１錠	56.40
フェブリク錠40mg	40mg１錠	106.60
プラザキサカプセル75mg	75mg１カプセル	132.60
プラザキサカプセル110mg	110mg１カプセル	232.70
（め）		
メマリー錠５mg	５mg１錠	133.90
メマリー錠10mg	10mg１錠	239.20
メマリー錠20mg	20mg１錠	427.50
（れ）		
レミニールＯＤ錠４mg	４mg１錠	119.60
レミニールＯＤ錠８mg	８mg１錠	213.80
レミニールＯＤ錠12mg	12mg１錠	271.00
レミニール錠４mg	４mg１錠	119.60
レミニール錠８mg	８mg１錠	213.80
レミニール錠12mg	12mg１錠	271.00
レミニール内用液４mg／mL	0.4％１mL	107.30

注射

品名	規格単位	薬価円
（あ）		
アリクストラ皮下注５mg	５mg0.4mL１筒	3,380
アリクストラ皮下注7.5mg	7.5mg0.6mL１筒	4,423
（す）		
ステラーラ皮下注45mgシリンジ	45mg0.5mL１筒	426,552
（ひ）		
ビダーザ注射用100mg	100mg１瓶	49,993
（ろ）		
ロミプレート皮下注250μg調製用	250μg１瓶	67,972

外用

品名	規格単位	薬価円
（お）		
オルベスコ100μgインヘラー56吸入用	5.6mg3.3ｇ１キット	1,835.60

○厚生労働省告示第五十号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第二十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月十一日　厚生労働大臣　細川　律夫